

第1章 岩手・宮城・福島県および 仙台市の『復興計画』について

佐野幸次

1. 被災3県および仙台市の『復興計画』

被災3県および仙台市の『復興計画』は、その策定について、それぞれ以下の通り記述している。

「被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、～震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、～県内外の専門家、学識経験者からの提言に基づき」策定する（『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』1頁）。

「どのように復興を果たしていくかという方向性については、『震災復興基本方針』を県民の皆様に提示し～さらに、我が国を代表する学識経験者からなる～『震災復興会議』を設置し御提言をいただくとともに、県民の意見を伺いながら、今後10年間の復興の道筋を示す～『復興計画』を策定する」（『宮城県震災復興計画』1頁）。

「復興に向けて希望の旗を掲げ、すべての県民が思いを共有しながら一丸となって復興を進めていくため、～有識者で構成する復興ビジョン検討委員会での活発な議論、市町村との意見交換、～パブリックコメント～県議会からの意見を踏まえるなどして、『復興ビジョン』を策定した。～『復興ビジョン』に基づき、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため～『復興計画』を策定した」（『福島県復興計画（第2次）』2～3頁）。

「『復興計画』は、本市が市民とともに東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定め、計画的に推進していくことにより、一日も早い復興を達成することを目的とします」（『仙台市震災復興計画』3頁）。

本稿は、こうした被災各県の『復興計画』が、どのような過程を経て策定されたのかを、各県の担当者等からのヒアリングを踏まえて記述したものである。

（※「共同研究『大災害と自治体』研究会のこれまでの経過と被災県調査」は、別稿の「附章」を参照のこと。また、県および県社会福祉協議会へのヒアリングの項目については、「附章」の別紙1参照。）

なお、政府の『東日本大震災からの復興の基本方針』（平成23（2011）年7月29日）によれば、復興における国、県、市町村などの関係を以下のように記述している。

「東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を

踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。」別稿の「附章」に記載の通り、この県段階での調査は市町村段階でのサポートセンターの機能等を検討・研究するための前段的な調査であり、復興の基本主体となるべき、「市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担う」とされる県の『復興計画』の策定過程を先行的に調査するものである。

2. 『復興計画』の策定過程

被災3県および仙台市の『復興計画』の策定過程を、①「庁内体制」、②「事務局体制」、③『復興計画』に至るまでの「委員会等、住民や専門家などの提言・意見」、として記載する。

(1) 『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』 平成23(2011)年8月

(2011年4月11日「がんばろう！ 岩手」宣言、同日「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」策定)

① 庁内体制

震災直後に災害対策本部を立ち上げ、4月25日復興本部を設置した。

復興本部を立ち上げると同時に、復興局をつくる。

(実際にできたのは2011年6月10日。)

② 事務局体制

復興局設置前は、総合企画チーム。設置後から復興局となる。

③ 委員会等、住民や専門家などの提言・意見

2011年4月津波復興委員会(会長 藤井克己岩手大学教授など)を設置。

その下に、「総合企画専門委員会」と「岩手県津波防災技術専門委員会」。

(2) 『宮城県震災復興計画』 平成23(2011)年10月

(2011年4月「宮城県震災復興基本方針(素案)」策定)

① 庁内体制

企画部を4月22日に震災復興企画部とする。

(新たな部局をつくらずに、全体を総合調整する組織として震災復興企画部をつくる。)

② 事務局体制

従来長期計画等を担当していた政策課を震災復興政策課に改める。

③ 委員会等、住民や専門家などの提言・意見

2011年5月2日、宮城県震災復興会議(会長 小宮山宏東大総長顧問)を立ち上げる。

(3) 『仙台市震災復興計画』 平成23(2011)年11月

(2011年4月「仙台市震災復興基本方針」策定、2011年5月「仙台市震災復興ビ

ジョン」策定)

① 庁内体制

5月に震災復興本部と震災復興室を立ち上げ。(4月からの段階で一定の人数の震災復興担当者を集めてはいた。)

② 事務局体制

震災復興本部と震災復興室が担う。

③ 委員会等、住民や専門家などの提言・意見

2011年7月13日、仙台市震災復興検討会議(議長 鎌田宏仙台商工会議所会頭)を立ち上げる。その下に「東部地域検討委員会ワーキンググループ」を設置。

市議会も東日本大震災対策特別委員会や東日本大震災復興会議を開き、議論している。

(4) 『福島県復興計画(第2次)』 平成24(2012)年12月

(2011年8月11日「福島県復興ビジョン」、2011年12月『福島県復興計画(第1次)』)

① 庁内体制

復興計画に先立ち復興ビジョンを策定(各部局の担当者を集めてプロジェクトチームをつくる)。復興ビジョン等の庁内検討会議を組織。

② 事務局体制

企画調整部復興・総合計画課。

③ 委員会等、住民や専門家などの提言・意見

復興ビジョン検討会(座長 鈴木浩福島大学名誉教授)および復興計画評価・検討委員会(会長 鈴木浩福島大学名誉教授)など。

また、県議会も5月に「東日本大震災復興特別委員会」を立ち上げ、復興計画の策定について、県議会としての意見をまとめた。

(5) 各県等での策定過程の特徴と問題点

① 『復興計画』の策定期間

復興計画は、「復興基本方針」や「復興ビジョン」が震災の翌月の4月頃に取りまとめられた後に、岩手県2011年8月、宮城県同年10月、仙台市同年11月と、おおむね震災より半年前後にかけて策定されている。ただし、福島県の場合は、「復興ビジョン」2011年8月、復興計画(第1次)が同年12月に策定されたものの、1年後の2012年の12月に『福島県復興計画(第2次)』が策定作成された。

② 行政事業の進め方と庁内体制・事務局体制

それぞれ、震災前にはなかった復興局(岩手県)、震災復興企画部(宮城県)、震災復興室(仙台市)など、新たに既存の部局とは異なる名称の体制で対応した。しかし、従来の「縦割り」組織を改めて、総合的な観点からの体制をつくったとは言いがたい。災害対応や関係部局からの寄せ集めたメンバーで編成された例もある。

例えば、岩手県では、(復興本部・)復興局のなかの各部局で復興に関連する部分の役割を担わせて、それぞれにチームをつくるというかたちになっている。しか

しながら、実態的には、例えば企画課は、以前は県庁の総合政策などを担当した企画部門の人を集めている。まちづくり再生課は、都市計画や道路関係からの人を集め、産業再生課は、水産・観光・ものづくりから各1名配置しているとされている。

また、庁内・事務局の人事ローテーション（異動基準）も基本的には県の他の部署と同じ（岩手県）、である。

③ 計画策定部局での横断性

計画策定部局などでの仕事の仕方の横断性は期待されたが、例えば横断性ということ大きなポイントにして行われたとされた「三陸創造プロジェクト」にしても、実際には縦割り性が強いと感じている（岩手県）。

しかし、復興局などで行った仕事が、今後活かされるのではないかと、という質問には、「個人的には強く思う」（岩手県）との感想もあった。

④ 計画への意見反映

市民・住民の意見の聴取や地域からの要望の受け止めについては、何度か行われたとされている。また、識者・専門家からの意見聴取も専門委員会やワーキンググループなどにより進められたとされている。

復興計画に対するパブリックコメントは被災3県全ておよび仙台市で実施された。企業向けや住まい等に関するアンケート、農業者への意向調査（仙台市）、県内高校生への復興計画へのアンケート（福島県）も行われた。仮設住宅等にかかわって、住民意向調査も行われている。

「学識経験者」・「専門家」だけではなく、県内外の「避難者」（福島県）の代表の人たちの意見も聞いたとされているが、その選考は各部局からの推薦による（福島県）というかたちである。

その他、「若者」「女性」「障害者」などの意見の集約は、特になされていない。

3. 『復興計画』の特徴

次に、被災3県および仙台市の『復興計画』の基本理念や復興計画期間などについてその特徴を記載する。

(1) 基本理念

<岩手県>

- ① 安全の確保
- ② 「暮らし」の再建
- ③ 「なりわい」の再生

<宮城県>

- ① 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
- ② 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
- ③ 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
- ④ 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

⑤ 壊滅的な被害から復興モデルの構築

<仙台市>

「新次元の防災・環境都市」しなやかでより強靱な都市の構築

- ① 減災を基本とする防災の再構築
- ② エネルギー課題等への対応
- ③ 自助・自立と協働・支え合いによる復興
- ④ 東北復興の力となる経済・都市活力の創造

<福島県>

- ① 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ② ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- ③ 誇りあるふるさと再生の実現

(2) 『復興計画』の理念について

各県とも大震災での惨状を前にして、当然のこととして「安心・安全」を全面に掲げ、「防災」や「災害に強い」まちづくりをめざすとしている。同時に、「復旧」にとどまらない「復興」を謳っていることも、同様である。

このうち、宮城県や仙台市は「現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり」（宮城県）、「新次元の防災・環境都市」（仙台市）として、より「復旧」にとどまらないことを強調しているようにみえる。

また、福島県は、地震・津波に加えて原発事故による被災で居住地を失った住民が多数存在するという状況のなかで、「ふるさとの再生」や「ふくしまを愛し」という文言を掲げ、「ふるさと」を強調している。

(3) 『復興計画』の期間

国の『東日本大震災からの復興の基本方針』では、今後の10年間を「復興期間とし、当初の5年間を「集中復興期間」と位置づけている（『東日本大震災からの復興の基本方針』（平成23（2011）年7月29日）3頁）。

被災3県および仙台市の『復興計画』期間はそれぞれ以下の通りである。

<岩手県>

平成23（2011）年度から平成30（2018）年度までの8年間とし、

- ① 第1期（2011年度から2013年度までの3年間）は、基盤復興期間とし、特に集中的な復興の取り組みを行う。
- ② 第2期（2014年度から2016年度までの3年間）は、本格復興期間。
- ③ 第3期（2017年度から2018年度までの2年間）は、更なる展開への連結期間とする。

<宮城県>

平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とし、

- ① 第1期（2011年度から2013年度までの3年間）は、復旧期とする。
- ② 第2期（2014年度から2017年度までの4年間）は、再生期とする。
- ③ 第3期（2018年度から2020年度までの3年間）は、発展期とする。

<仙台市>

平成23（2011）年度から平成27（2015）年度までの5年間とする。

<福島県>

平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とする。

（4）『復興計画』の実施期間と実施についての課題・問題点

① 計画期間の設定

おおむね各県とも「緊急的対応・短期的な取り組み・中長期的な取り組み」を念頭において計画期間を策定している。また、各県の『総合計画』や『復興計画』に基づく「実施計画」などとの関連も考慮した設定となっている。

宮城県は「復旧期、再生期、発展期」と分けたが、「事業の進捗や必要性あると判断されるもの」は、復旧期のみならず再生期に残るものがある。「そこら辺は実施計画の更新の中で対応」する、としている。

また、岩手県は「第1期、第2期、第3期」と「緊急、短期、長期」、「基盤復興期間、本格復興期間、更なる展開への連結期間」は、完全には一致してはいない。総合計画や三陸創造プロジェクトなどで「場面場面で使い分けてい」る、としている。

② 復旧期・基盤復興期の現状

各県とも計画の最初の期間を復旧期（宮城県）・基盤復興期間（岩手県）などとしておおむね3年間を充てている。

被災から4年を経た現状はどうなっているのか。

2014年5月末に出された岩手県の「復興実施計画の施策大系・事業計画に基づく進捗状況の概要」によれば、全体（605指標）の進捗率が80%以上の指標が79.7%（482指標）でかなりの進捗状況といえる、とされている。基本理念の第1の「安全の確保」では産業廃棄物の処理は完了し、防災集団移転促進事業など事業を予定するほぼ全ての地区で事業認可や大臣同意が得られた、としている。また、第2の「暮らしの再建」については災害公営住宅の整備予定のうち31%で着工し、第3の「なりわいの再生」では、県内全ての魚市場が再開し、水揚げ量は回復傾向にあり、被災事業所も一部再開を含め約8割が事業を再開するなど基盤復興に向けた取り組みは進展している、とされている。

しかし、「安全の確保」の構成事業、例えば、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などで、各地域の復興「まちづくり計画」との調整や関係機関との協議に時間を要するなどとしたために、実際には進捗に遅れが生じている事業がある。それが、具体的な形で出てきたのが用地取得の問題である。加えて、被災地復興のための事業実施主体の人手不足は深刻であり、技術職や専門職の人材の確保はきわめて困難であるとされている。（2014年6月26日「共同研究」第11回研究会での岩手県立大学齋藤俊明教授による報告および岩手県の資料より）

2015年3月に出された宮城県の「宮城の復旧・復興の現状と課題」の「住宅再建・復興まちづくりの状況」によれば、①応急仮設住宅は約2万5千戸を整備。応急仮設住宅、民間賃貸等約3万戸に約7万人が生活している。②鉱工業生産指数で

見ると、震災前水準にほぼ回復したという判断だが、全体としては一進一退で推移している。③食料品工業においては、いまだ震災前水準の60%強であり、本格的な復旧には至っていない。④漁業では被災前年の水揚げ量の約80%まで回復したものの、水産加工業では売り上げの回復が遅れている。また、⑤雇用の状況では、宮城県全体では、労働力の需給の状況は安定しているものの、沿岸部を中心に、運搬・清掃や事務的職業の求職が多いのに対して、製造業ほか建設業やサービス業等の求人が増えており、特に未経験者の就業が困難なことなど雇用のミスマッチの解消が課題になっている、とされている。（2015年3月20日「共同研究」第12回研究会での東北学院大学阿部重樹教授による報告および宮城県の資料より）

③ 再建期以降の課題

『復興計画』は被災からそれほど時間を経っていない時期に策定され、中身も緊急重点課題への対応に傾斜していることもあり、『復興計画』のなかでの再建期以降の課題への対策は、各県とも網羅的な項目をあげているものが多い。

『復興計画』で掲げている『理念』をどのように実現していくのかの具体的な道筋を明らかにしていくことは、被災から4年たち緊急的対応・基盤復興期間が経過したとされる現在でも、いまだ大きな課題のようである。

4. （『復興計画』策定と被災時の）政府等の対応

（1） 政府の対応を時系列的に記述すると以下の通りである。

- ① 大震災発生直後に官邸対策室を設置し、災害対策法に基づく緊急災害対策本部を設置した。
- ② 平成23（2011）年3月17日、緊急災害対策本部のもとに被災者生活支援特別対策本部を置いた。
- ③ 4月11日「東日本大震災復興構想会議」の設置が閣議決定。
- ④ 6月20日「東日本大震災復興基本法」成立。内閣に復興対策本部を設置。
- ⑤ 6月25日「東日本大震災復興構想会議」の『復興への提言』決定。
- ⑥ 7月29日「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定。
- ⑦ 11月30日「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）」成立。
- ⑧ 12月9日「復興庁設置法」が成立し、「復興庁」が平成24（2012）年2月10日に発足。
- ⑨ 平成24（2012）年3月31日「福島復興再生特別措置法」施行
- ⑩ 7月31日「福島復興再生基本方針」閣議決定

（2） 国・復興庁との関係について

- ① 国と被災3県および仙台市との施策のすりあわせ等の主な項目は以下である。

<岩手県>国の復興構想会議への要望・提案。

復興構想会議へ知事が参加。「緊急に提言すべき事項」（2011年5月第

4回会議に知事提案)。

- ① 「復興道路」の整備
- ② 被災市街地における安全の確保と早急な実現
- ③ 漁業集落における安全な居住地と就業の場の確保

<宮城県>国の復興構想会議への要望・提案。

復興構想会議へ知事が参加。復興に伴う国債起債の活用、三陸縦貫道緊急的整備、復興特区制度のなどを要望。

国の基本方針、国の考え方と整合性を図って県方針を策定。

<仙台市>国と復興事業をめぐる財源等に係るやりとり・すりあわせ。

宮城県との、すりあわせはなし。

<福島県>国の復興構想会議への要望・提案。

復興構想会議へ知事が参加。

「原子力災害からの福島再生協議会」の設置。

(3) 『復興計画』の策定にあたって、国との関係で、被災3県および仙台市で最も問題となったことは、主として「財源」であった。

<岩手県>財源。

<宮城県>財源。

<仙台市>財源。事業費として認められる計画、プランの作成。

<福島県>原発災害に対応した環境回復プロジェクト等など。

(4) 国・復興庁と被災3県および仙台市との関係の問題点

平成23(2011)年4月11日に閣議決定された「復興構想会議」に、被災3県の知事が参加した。

この「復興構想会議」を「県がこれから何をやっていかなければならないか、どういものが課題かということ国にぶつける機会」(岩手県)として位置づけ、県から国へ要望を行うという形ですりあわせを行った。

各県から「緊急に提言すべき事項」(岩手県)や「原発災害への対応の強化(原発事故に特化した協議の場=後に「福島再生協議会」となる)」(福島県)などが、国への要請としてなされた。

一方、県の事業施策の実施に比べて、財源に係る国の動きが鈍かったことが各県から指摘されている。復興財源の核となっている部分は、2011年11月の国の第3次補正であり、2011年12月に交付金制度などの法的裏付け(「復興財源確保法」)がなされた。したがって、各県の『復興計画』の財源的な裏付けは、国からの財源が措置される前の段階でつくられていることから、不確実・不十分にならざるを得なかった。

したがって、各県等からみれば、きちんと財源を示した上で、「安心して復興に邁進する」(岩手県)、「できるだけ確実なものとして策定する」(仙台市)ということとはならなかった、とされている。

5. 『復興計画』を策定したことにより見直した他の「計画」等

被災3県および仙台市において『復興計画』を策定したことにより見直した従来からの様々な「計画」がある。そのうち、主なものは以下の通りである。

<岩手県>総合計画に相当するアクションプラン（実施計画）をつくる。

<宮城県>『宮城県震災復興計画』の部門別計画として

「みやぎの農業・農村復興計画」（2011年10月）

「宮城県水産業復興プラン」（2011年10月）

「みやぎ森林・林業の復興プラン」（2011年10月）

「宮城県社会資本再生・復興計画」（2011年10月）

「宮城県復興住宅計画」（2011年12月）

「宮城県地域医療復興計画」（2012年2月）

「みやぎの国際ビジネス・観光拠点化プラン」（2012年7月）

「宮城県総合交通プラン」（2013年3月）

「みやぎの産業再生アクションプラン」（2013年6月）

などを策定。

<仙台市>総合計画の見直しと時期的に重なったが、総合計画の方向性と復興計画は基本的に一致。総合計画は見直さず。

<福島県>最上位の計画である総合計画の見直し。

『復興計画』は復興に向けての取り組みを総合的に示すための計画。これに先行して出された『復興ビジョン』は、復興に当たっての基本的な方向を示したものである。『総合計画』は、県政全体の基本的方向を示す最上位の計画であり、『復興計画』は、『総合計画』と将来像を共有しながら復興を進めるとされている。

(1) 『復興計画』と「総合計画」等との関係

各県はそれぞれ個別的な諸計画の上に「総合計画」を持っている。

岩手県は、「総合計画」にあたる「いわて県民計画」を策定（2009年12月）していたが、「今回の大震災津波を踏まえ、『いわて県民計画』に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、『復興基本計画』に基づき推進する、としている（『岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画』2頁）。

宮城県では、県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」（2007年度～2016年度）を2007年3月に策定したが、東日本大震災により甚大な被害を受け、特に沿岸部を中心に原形復旧による復興は極めて困難な状態となったことから、東日本大震災からの一日も早い復興に向け、今後10年間の復興の道筋を示す『宮城県震災復興計画』を2011年10月に策定した。宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興計画の政策・施策を一体的に推進するため、「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」（2011年度～2013年度）を策定した、としている。

仙台市も「仙台市基本構想」に掲げる都市像の実現に向けて、今後10年間のまちづ

くりの方向性を示す「仙台市基本計画」をもっている。「震災からの復旧・復興に向けた様々な取り組みは、その規模やまちづくりへの影響という観点から中長期的な視点に立った計画的な対応が不可欠であり、基本計画を補完するものとして震災復興計画を定め、総合的に取り組みます。」としている。

(2) 『復興計画』と県の個別分野の計画との関係

また、個別の計画（県「保健医療計画」や「住宅整備計画」等）は、数年間に一度改定を行っているが、改定のタイミングが「それぞれの計画にある」ので、「いずれ分野ごとの計画の改定時期状況を踏まえた形で取り込む形になってくる」「改めて別のものをつくるという形ではない」（宮城県）として、直ちに個別計画の改定・変更に取り組むことは、考えていないようである。ただし、宮城県では、住宅の整備や医療福祉計画などは別枠として考えられているようでもある。「もともと『地域医療計画』でもっていたものと別に」「（宮城県地域医療）復興計画をつくりましたが、実際ちょうど全国あわせて5年周期でやっている医療計画が」2012年に「改定の時期でしたので、その時期でいえば、復興計画も取り込んだ形で医療計画にしているという感じでやっております。」「（宮城県地域医療）復興計画は手立ての部分の部分を具体的に列挙して対策を講じた感じで、県全体でどう補いあったりカバーするかというのは、医療圏の見直しを含めて医療計画の中で対応」した、としている。

6. 『復興計画』の策定にあたって、市町村との調整等

既存の市長会などの組織を通じた「調整」に加えて、様々なチャンネルからの意見聴取や説明を行ったとされている。

(1) 市町村との調整

<岩手県>個別に要望を聞くが、「沿岸期成同盟会」（会長・釜石市長）など市町村からの要望を聞く。併せて、市長会、町村会からも要望を受ける。

<宮城県>市町村の復興計画の指針として、市町村の計画に先駆けて県の計画を策定。市町村長を招集した会議や復興関係の企画・財政部門の課長会議等も開催。

<仙台市>計画策定の一番の課題は、地元との合意。町内会長の意見を聞いた（「復興座談会」）。

<福島県>各市町村の首長を訪問し、意見を聞く。担当者を集めた意見説明会。

(2) 各県の特徴

各県とも被災市町村からの個別的な要望を聴取するとともに、被災程度が重大なものとはならなかった市町村からも、県市長会や県町村会などの既存の団体等を通して意見を聞いたり、市町村長や企画・財政・住宅等の担当者との意見交換を行っている。

福島県は、地震、津波に原発災害が加わったこともあり、県から各市町村を訪問し、首長から直接意見を聞くなどをしたとされている。

岩手県・宮城県は、市町村の復興計画の「指針」として、県の『復興計画』を位置づけているとしているが、宮城県は、市町村の計画に先駆けて「提案型として」県の計画を策定している、としているところに特徴がある。

7. 『復興計画』における支え合い事業等（サポートセンター機能）のあり方について

- (1) 各県における『復興計画』と支え合い事業等（サポートセンター機能）のあり方については、第2章「サポート拠点（サポートセンター）の機能と地域支え合い体制づくりに向けた課題」および第3章「住宅再建・災害公営住宅の建設と課題」を参照のこと。
- (2) サポートセンターを設置している被災3県の35自治体の『復興計画』に言及している「支え合い事業」については、付属資料「35自治体の『復興計画』における支え合い事業等」を参照のこと。